



けがや病気に備えみんなで負担 国保税と後期高齢者保険料の 納税・納入通知書を郵送します

国民健康保険税（国保税）の納税通知書と後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に郵送します。いずれも医療費などの支払いに充てるため、加入者の皆さんが負担能力に応じて納める仕組みです。期限を守って納めましょう。

問い合わせは 国保税については 国民健康保険課 ☎898-6250
後期高齢者医療保険料については 同課 ☎898-5955

国民健康保険税

■納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していないなくても家族の誰かが加入している場合、世帯主あてに納税通知書を郵送します。

■課税内容

国保税の年税額は国保の医療給付に充てられる医療給付費分、後期高齢者医療費制度を支えるための後期高齢者支援金分、介護保険のサービスに充てられる介護納付金分の合計です。この額を、7月～来年2月の年8回（年金天引きの人は年6回）の納期に振り分けて納めます。医療給付費分と後期高齢者支援金分は年齢に関係なく、介護納付金分は40歳から64歳までの人が対象です。本年度の税率は下表のとおり。国保税は年度ごとに世帯単位で計算し決定します。年度の途中で加入した

■国保税の税率

	平成23年度	平成22年度
①医療給付費分	所得割税率	6.10%
	被保険者均等割額	1万9,200円
	世帯別平等割額	2万1,600円
②後期高齢者支援金分	課税限度額	51万円 50万円
	所得割税率	2.00%
	被保険者均等割額	7,200円
③介護納付金分	課税限度額	14万円 13万円
	所得割税率	1.86%
	被保険者均等割額	1万2,960円
	課税限度額	12万円 10万円

場合は加入した月の分から、脱退した場合は脱退した月の前月分までの月割りで計算した額を納めます。なお、加入者が年度の途中で75歳になる場合は、誕生日の月の前月分までの月割りで計算した額を納めます。

きません。また、口座振替やペイジーによる電子納税も利用できます。

■滞納が続くと

滞納が続くと、保険証の代わりに資格証明書を交付します。その場合、医療機関の窓口で、いったん医療費を全額支払うこととなります。

後期高齢者医療保険料

■後期高齢者医療の被保険者

75歳以上の人と一定の障害があり認定を受けた65歳から74歳までの人

■保険料の納め方

①普通徴収（納付書払）
「後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書」を郵送します。納付書や口座振替によって納めてください。また、年度途中から特別徴収となる人もいます。

②特別徴収（年金からの徴収）
「後期高齢者医療保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」（本算定分）を郵送します。

■保険料の計算方法

保険料は、所得に応じて決まる所得割（総所得金額などから33万円を控除した額×7.36%）と、被保険者が等しく負担する均等割（3万9,600円）の合計で計算。賦課限度額は50万円です。

■保険料の軽減制度

一定基準を下回る低所得世帯の人は、所得割や均等割が軽減されます。また、後期高齢者医療加入直前まで協会けんぽなどに加入し保険料を自分で払っていなかった人は、9割軽減された均等割のみの保険料となります。

■保険料の減免

東日本大震災で被災した地域から本市に転入した人や、その他災害など特別の事情で保険料を納められないときは、保険料が減免になる場合があります。減免を受けるには納期限の7日前までに申請が必要です。

国保税や後期高齢者医療保険料は便利な口座振替を

国保税や後期高齢者医療保険料の納付は、安全で確実な口座振替が便利です。希望する人は、市指定の金融機関窓口に通帳、届け出印、納税・納入通知書を持参し直接申し込んでください。なお、国保で口座振替をしていた人が後期高齢者医療保険に加入した場合は、新たに口座振替の申し込みが必要です。

また、後期高齢者医療保険料の納付を特別徴収から口座振替に変更する場合は、金融機関での申し込みのほかに、市役所へ「納付方法変更届」の提出が必要です。

〈所得割〉加入者全員の昨年の所得を基礎に計算します。加入者ごとに昨年の総所得金額から33万円を控除した金額を合算し税率を掛けます。

〈被保険者均等割〉加入者の人数に応じて計算します。

〈世帯別平等割〉加入世帯に一律で計算します。

■主な変更点

- ①医療給付費分の課税限度額を50万円から51万円に引き上げます。
- ②後期高齢者支援金分の課税限度額を13万円から14万円に引き上げます。
- ③介護納付金分の課税限度額を10万円から12万円に引き上げます。

■国保税の軽減制度

昨年の所得が一定金額以下の場合などは、均等割と平等割が7割・5割・2割軽減される制度があります。軽減判定は加入者、世帯主、後期高齢者医

療制度に移行した人の人数・所得を含めて行います。確定申告や住民税が未申告の場合は軽減の対象となりませんので必ず申告をしてください。

また、リストラや倒産による非自発的失業をした人は、給与所得を30%に減額して算定します。ハローワークで発行する雇用保険受給資格者証、印鑑国保の保険証を用意し申請してください。ただし、昨年3月31日以降に離職し、離職時に65歳未満で、その後任意継続を除く社会保険に加入していないことが条件です。

■国保税の減免

次のようなときには、国保税が減免される場合があります。減免を受けるには納期限の7日前までに申請が必要です。

- ①東日本大震災で被災した地域から本市に転入した
- ②社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行し、65歳以上の被扶養者が国保に加入した
- ③その他災害など特別の事情で所得が著しく減少し、国保税が納められない

■納税は金融機関やコンビニで

国保税は、金融機関やコンビニエンスストアで納付書を使って納め、領収証書は大切に保管してください。なお、コンビニエンスストアではバーコードのない納付書や各期の金額が30万円を超えるもの、現金以外で納めることはで



本年度の納税・納入通知書